

# 仕様書

## 第1章 総則

### 1 業務名称

令和7年度大町町障がい者計画策定推進調査業務

### 2 業務目的

この業務は、大町町障がい者計画の進捗管理や評価のほか、次期計画の策定に向けて実施するアンケート調査の結果から、障がい者（児）の生活実態や障がい施策に対する意識、意向、ニーズ等を把握し、専門的知見から課題分析等を行うことを目的とする。

### 3 計画期間

令和8年（2026年）度～令和17年（2035年）度の10年間

### 4 業務責任者の選任及び配置

本業務の実施にあたり、受託者は、本業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有する者を業務責任者として選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、本業務を円滑かつ確実に実施するため、適格な人材を適切な人数配置しなければならない。

### 5 作業実施計画書の提出

受託者は、本業務に着手する前に作業実施計画等を提出し、委託者の承認を得るものとする。

### 6 協議又は打ち合わせの実施

受託者又は委託者は、業務着手時及び業務完了時にこの契約に関する協議を行うほか、随時、業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うものとする。

委託者は、必要と認めるときは、業務の進捗状況等について受託者に報告を求めることができる。

### 7 個人情報の保護

受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。受託者が本業務によって取得した個人情報については、大町町の保有する個人情報として、大町町個人情報の保護に関する法律施

行条例の適用を受けるものとする。

## 8 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は、解除後も同様とする。

## 9 第三者への提供の禁止

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第三者に提供してはならない。

## 10 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 11 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対してはその責任を負い、受託者の責任においてその一切の対処をするものとする。

# 第2章 業務の内容

## 1 委託内容

業務委託の内容は、次のとおりとする。

### (1) 現状分析・現況把握

大町町における障がい者の現況と課題について、既往資料等から整理把握を行う。障がい者福祉をめぐる法改正などの国・県の政策動向等、その他、国・県が公表している統計調査・白書・年次報告等を活用し、将来的な障がい者人口の推計を行いながら現行計画を検証し、本町の障がい者（児）を取り巻く現状分析及び課題を抽出、整理すること。

### (2) アンケート調査の分析

令和 7 年度に委託者が実施する障がい者福祉に関するアンケート調査結果の分析を行い、町の課題並びに今後の福祉に対する障がい者（児）の意向及びニーズ等について把握する。（調査票等の印刷、配布回収は委託者が行い、回収後の調査票の検票、入力・集計、分析・取りまとめを受託者が行う）

なお、アンケートの対象者は 300 名とし、その内容は 3 障がい共通のものを使用する。受託者は情報提供を積極的に行い、設問設計を支援するものとする。

(3) 会議等（計画策定委員会及び庁内会議）の資料作成等支援

委託者が運営する計画策定委員会及び庁内会議への企画提案、資料作成、会議への出席及び要約議事録作成を行う。また、会議録に基づく町の課題・対策等の抽出を行い、的確な情報提供や助言・意見・提案を行い、計画に反映させるものとする。

なお、計画策定委員会及び庁内会議の開催は、8回程度予定するが、回数を変更する場合もあり得る。

(4) 計画案の作成

アンケート調査結果や会議等における意見等から、施策の体系、重点施策（指標設定を含む。）、推進していくための方策等を明確にしたうえで、本町と協議しながら、計画の骨子案を作成すること。骨子案は、計画策定委員会の審議や検討結果等に基づき、補修正を行うこと。

なお、町民にとって分かりやすい表現に努めること。

(5) 計画書のとりまとめ

上記に基づき、委託者と綿密に協議をしたうえで、計画のとりまとめを行い、計画書の編集を行う。

なお、町の第5次総合計画、高齢者・障がい者・児童など、町の各種計画との整合性のとれた計画とすること。

(6) 意見聴取

受託者は、委託者の行うパブリックコメントの実施のために必要な資料の提供および支援を行うものとする。

(7) 検査

受託者は、全工程を完了した際、業務完了届を提出し、完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

ただし、完了後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、必要な対策を受託者の負担において行うものとする。

(8) 成果品の帰属

本業務における成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は許可なく他に公表又は貸与してはならない。

(9) 成果品

計画策定委員会での承認を得た後、計画書及び計画書概要版として、以下のとおり納品すること。

[計画書]

①電子データ CD-ROM又はDVD-ROM 2枚

[概要版]

②電子データ CD-ROM又はDVD-ROM 2枚

(10) 履行期間

契約締結日～2026 年（令和 8 年）2 月 15 日までとする。

2 その他

- (1) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。
- (2) 受託者は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格「プライバシーマーク」に審査登録されており、業務遂行に当たり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務遂行に必要な資料等の収集は、双方が協力し行うものとする。
- (4) 業務に関する委託者との打合せは、進捗に応じて毎月 1 回は行うこととし、委託者の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (5) 他文献等からの文言の引用、イラストや統計データ等を成果品に引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事柄のほか、業務遂行上必要な事項については、その都度協議し、委託者の指示を受けるものとする。